

令和2年度 加西市小規模保育所設置・運営法人募集要項

令和3年1月

加西市教育委員会こども未来課

目次

1. 募集要項	P 1
2. 整備計画に関する要件	P 3
3. 運営に関する要件	P 4
4. 審査方法	P 8
5. 整備計画	P 8
6. 補助金事業	P 9
7. 連携施設	P 9
8. 利用児童の募集	P 9
9. その他	P 9
10. 施設及び設備等の基準（資料）	P 10

1. 募集要項

A. 募集概要

1-1 募集する整備施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に基づく認可を受けて開設する小規模保育事業所（A型）。

本事業に選定された運営法人の整備する小規模保育事業所が、連携協力を行う施設は、加西市内の認定こども園とする。

1-2 整備地域

整備地域は加西市全域を対象地域とします。

1-3 申込資格

小規模保育事業所を設置運営するための十分な資力、信用を有するとともに、児童福祉に関する熱意と理念を有する者で、以下のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 令和2年4月1日現在で、認可保育所、認定こども園または小規模保育事業所の運営実績が1年以上ある法人であること。
- (2) 開所年度において、小規模保育事業所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
- (3) 直近3年間の会計年度において、いずれの年度も債務超過になっていないこと。但し、まとまった設備投資など特別な理由がある場合を除く。
- (4) 児童福祉法第34条の15第3項に定める基準をすべて満たすこと。
- (5) 家庭的保育事業等の認可等について（平成26年12月12日雇児発1212 第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に示されている要件をすべて満たすこと。
- (6) 加西市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (7) 加西市の子育て施策及び保育行政を理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
- (8) 選定法人自らが整備施設を運営すること（第三者が運営しないこと。）。
- (9) 認可施設として、運営費が公費で賄われることを自覚し、利用者である児童や保護者の利益や満足を最優先に考慮すること。
- (10) 法人及びその代表者が納期の到来している国税、県税、市税、水道料金及び下水道使用料を完納していること。
- (11) 会社再生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等に

よる手続中である法人でないこと。

(12) 申込者が社会福祉法人、学校法人以外の場合は、以下の条件をすべて満たすこと。

- ・原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号）に定められた要件を満たしている場合を除く。
- ・申込者が他事業を行っている場合には、直近の会計年度において、保育所を営業する事業以外の事業を含む当該申込法人の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。ただし、保育所整備により単年度のみ赤字の場合は、市と協議のうえ判断する。
- ・当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が社会的信望を有すること。
- ・実務を担当する幹部職員が、保育所その他の児童福祉施設及びこども園において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(13) 賃貸物件により事業を実施する場合は、以下の要件をすべて満たすこと。

- ・賃借料の財源については、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・1年間の賃借料相当額を、施設整備に要する法人自己負担分の資金及び小規模保育事業所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金とは別に、安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

1-4 申込・審査のスケジュール

(1) 日程

エントリー期間	令和3年1月4日（月）～1月29日（金）
申込受付期間	令和3年2月1日（月）～2月26日（金）
選定審査会	令和3年3月中旬
事業者選定期	令和3年3月下旬

(2) エントリーシートへの提出

- ・提出期限 上記の通り
- ・提出方法 直接持参 又は 郵送（書留等記録の残る方法）

- ・提出部数 1部（様式はホームページからダウンロードすること。）

(3) 申込書類の提出

- ・提出期限 上記の通り（ただし、提出締切は最終日の17時）
- ・提出方法 直接持参のみ（提出時に申請内容・添付書類を確認します。）
- ・提出部数 7部（正本1部、副本6部。様式はホームページからダウンロードすること。）
- ・サイズはA4版（図面はA3版）とし、始めに提出物一覧表（チェックしたもの）を付すこと。
- ・片面印刷のみとすること。
- ・資料番号ごとにインデックスを付した合紙を添付すること。
- ・両開きのパイプファイルに左開きで綴じること。
- ・書類提出の際は、予め電話連絡により予約すること。

B. 整備計画に関する要件

2. 整備計画に関する要件

事業計画に当たっては、下記の内容を遵守すること。

2-1 整備期限

開園は原則として、令和4年4月1日に開設すること。（工事完成時期は、開設準備期間を考慮すること。）

2-2 施設定員

6名以上19名以下とすること。

2-3 整備物件に関する要件

- (1) 申込法人が、事業に供する建物について、所有している又は貸与を受けていること（見込みを含む。）。
- (2) 建物の貸与を受けて事業所を設置する場合は、賃借権を設定し登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合など安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権または賃借権の登記を行わなくても差し支えない。
 - ・土地または建物の賃貸借契約期間が10年以上とされている場合
 - ・貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、または地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
- (3) 建物は建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されていること。
- (4) 建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物で

あること。それ以前に建築された建物にあっては建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がないことが確認された建物であること。

2-4 施設及び設備の仕様

整備計画は、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）及びその他の関係法令等を遵守するほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、加西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）に基づくものであること。

2-5 施設名称

施設名称は、兵庫県内に同一名称の認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業所がないこと。

2-6 認可手続

選定事業者は、施設整備と並行して、事業認可の申請手続を進めること。認可の内示後に児童の募集を行い、認可後に開園すること。

C. 運要件

3. 運営に関する要件

3-1 保育の内容

保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に沿って、保育を提供すること。

3-2 開園時間

1日11時間以上とすること。開所時間に加えて1時間以上の延長保育を行うこと。

3-3 休園日

休園可能日は次のとおりとする。

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

3-4 給食

- (1) 給食は自園調理または家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第16条第2項に規定される施設からの搬入とし、土曜日を含む完全給食を実施すること。ただし、やむを得ない事情がない限りは自園調理の方法によること。
- (2) 調理業務を外部に委託する場合は、保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）を遵守すること。
- (3) アレルギー対応が必要な児童への除去食や代替食のほか、離乳食や体調不良時における配慮食など、一人ひとりの心身の状況に配慮した食の提供を行うこと。また、誤食や誤配を予防、防止するためのマニュアル整備や内部研修、定期的な見直しを行うこと。

3-5 施設長予定者

- (1) 施設長の資格
保育士資格を有し、常勤職員として認可保育所・認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設において5年以上の勤務経験を有する者を配置すること。
- (2) 法人又は本人都合による交代
申込後から開所までの間に施設長予定者を変更することは、審査対象の変更になることから、原則として認めない。

3-6 職員配置等

以下の（1）から（4）に加え、国通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日府子本第571号内閣府子ども・子育て本部統括官等通知）を遵守すること。その他、職員の配置については以下を遵守すること。

- (1) 保育士の配置
 - ・保育士の配置基準として、保育士資格を有する者を、0歳児は乳幼児3人につき1人、1、2歳児は乳幼児6人につき1人とし、さらに1名加配職員を配置すること。また、職員配置は常時2人を下回ってはならないこと。
 - ・十分に余裕をもって勤務シフトを組める保育士の数を確保すること。また、児童の処遇向上と職員の処遇改善のため保育士の加配に努めること。
- (2) 実務経験者の配置
担当保育士の少なくとも1名は、認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業所に

において0～2歳児の低年齢児の保育に当たった実務経験が1年以上ある者を配置すること。

(3) 調理員の配置

調理業務を委託する場合は、調理員を配置しているものとみなす。

(4) 調理師、栄養士又は管理栄養士の配置

調理員のうち、少なくとも1名は栄養士（管理栄養士を含む。以下同じ。）の資格を有する者を配置すること。ただし、同一法人が運営する他の認可保育所、認定こども園または小規模保育事業所の栄養士が、設置する小規模保育事業所の栄養士業務（栄養管理、保護者からの相談対応、他の職員に対する栄養学的助言等）を確実に実施する体制が整えられれば、栄養士を配置しているものとみなす。この場合においては、栄養士に代わる調理師を配置すること。また、調理員のうち少なくとも1名以上は、乳児又は幼児の集団給食調理の実務経験が1年以上ある者を配置すること。

(5) 嘱託医の配置

健康診断や健康管理指導、感染症対策等の児童の健康維持・増進に従事する嘱託医を配置すること。

3-7 通常保育以外の事業（サービス）

次の項目については、出来る限り実施することものとして事業計画を立てること。

(1) 障害児の受け入れ

(2) 要介護児童や要支援児童、虐待やDVによる要配慮児童、アレルギー対応が必要な児童のほか、多様な症例（医療的行為の必要がない内部疾患）の児童の受け入れ

3-8 利用者との連携

利用者の立場に立ち、より良質かつ適切なサービスを提供するため、以下の項目に留意すること。

(1) 保護者との連携

- ・保育を希望する乳幼児及び保護者に事前面談を実施し、保育方針、内容、保育時間、利用料等の説明を行うこと。
- ・利用乳幼児の日々の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育従事者とで日々の利用状況の様子を適切に伝えあえる体制を整えること。
- ・保護者とのコミュニケーションを常に図るとともに、要望や苦情等に対しては、誠意をもって対応するなど、保護者の意見を小規模保育事業所の運営に反映させること。

(2) 保護者支援について

ひとり親家庭やDV世帯、虐待が疑われる世帯、育児能力の低い世帯などについて必要な支援や配慮を行い、関係機関との情報共有や連携に努めること。

(3) 苦情対応について

適切な苦情解決を図るため、苦情処理の仕組みを整備するとともに、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置すること。保護者からの苦情や要望、意見等には誠意をもって丁寧に対応し、円満な解決が図れない場合には公平・客観的な立場の第三者委員や行政と協議のうえ解決を図るように努めること。

(4) 第三者評価について

運営内容について、運営事業者自ら積極的に第三者評価を受け、その情報を公開するよう努めること。

(5) 個人情報の取扱いについて

保護者や園児等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づき、その取扱いに十分に注意を払うとともに、情報の流出が生じないように対策を講じること。

3-9 その他運営に関する注意点

(1) 関係法令等

保育所保育指針のほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年9月5日雇児発0905第2号）その他関係法令を熟知のうえ運営にあたること。また、関係法令の改正、関係通知等についても、十分に注意を払うこと。

(2) 健康診断について

- ・入所前健康診断及び少なくとも年2回の定期健康診断を実施すること。
- ・保育従事者への健康診断は少なくとも年1回実施するとともに、給食調理に携わる者は月1回検便を実施すること。

(3) 損害保険の加入

施設賠償責任保険、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等の損害保険へ加入すること。

(4) 職員研修

配置した職員については、積極的に外部の研修に参加させるとともに、園内研修の実施など、施設長を含めた職員の資質向上に努めること。

(5) 職員確保について

想定外の人事や、児童の受け入れ等に柔軟に対応できるよう、常時余裕を持った保育士その他の職員の確保に努めること。

4. 審査方法

審査は提出資料及びプレゼンテーションの内容をもとに、市の審査基準に従い実施します。複数の応募がある場合は、点数の高い事業者から優先して選定します。

審査項目 内容

審査項目	内容
1 法人の資質・能力	基本理念、運営体制・財政基盤等
2 業務遂行能力	施設長確保の見込み、職員確保計画、職員配置計画、子どもの安全対策等
3 施設運営	利用者等の対応、保育方針、保育目標、年間保育計画、給食、衛生管理、健康管理等
4 施設整備等	連携先施設との距離、最低基準の適合状況、内装及び外構の整備内容等

- (1) 審査会には必ず代表者（担当理事又は本事業の責任者でも可）が出席すること。
- (2) 募集要項の応募資格、設置条件等を満たしていない場合、提出書類の不足や内容に事実と反する記載があった場合、又は小規模保育事業所の運営法人として相応しくない事項がある場合には失格となる場合があること。
- (3) 事業者の応募数にかかわらず審査・選定を行うが、審査の結果、事業者を選定しない場合があること。
- (4) 小規模保育事業所の設置・運営が困難となった場合など、不測の事態により決定を取り消す場合があること。
- (5) 他の応募事業者の整備計画内容に関する問い合わせについては、直接又は間接を問わず、一切応じないこと。
- (6) 審査結果については、一切の異議申し立てに応じないこと。
- (7) 今年度は、審査会に代わり、書類審査とする場合があること。

5. 整備計画

開発協議及び建築確認については余裕のある整備計画を立てること。なお、整備計画に当たっては、次の担当部署に直接相談し、確認を行うこと。

また、補助金の交付決定を受けて実施した整備事業については公共工事に準じた工事完了検査を実施するため、工事内容の適正及び関係書類の整理には万全を期すこと。

<建築確認申請の担当部署> 加西市都市整備部都市計画課（加西市役所5階）

(0790) 42-1110

6. 補助金事業

選定された事業については、整備の態様に応じて、保育所等整備交付金または保育対策総合支援事業に基づく整備補助金を適用する。

- (1) 建物を新築して整備する場合は保育所等整備交付金事業、既存建物を内部改修して整備する場合は保育対策総合支援事業となる。
- (2) 保育所等整備交付金事業は、国庫補助金の内示をもって工事着手すること。
- (3) 補助対象経費は、施設の整備に必要な経費、実施設計費、工事期間中の賃料及び工事事務費等をいい、外構工事費、基本設計費その他の本体工事に直接かかわらない事業費は含まない。但し、例外的な除外及び加算の項目もあることから、具体的な試算にあたっては、各種補助要綱等を参照すること。
- (4) 整備補助金ごとに補助対象経費の上限が設定されており、補助対象経費がこの額を超える場合には自己負担割合が増加することについて注意すること。
- (5) 事業着手時期について
原則として各補助事業は単年度事業であるため、整備事業が年度をまたいだ場合には事業全体として補助対象ではなくなることに注意すること。

7. 連携施設

- (1) 小規模保育事業所を設置する際には、卒園児の受け入れ先となる連携施設の設置を義務付けており、本事業に選定された事業者の整備する小規模保育事業所は市内の認定こども園と連携協定を締結すること。
- (2) 代替保育を小規模保育事業所内で実施する場合は、認可保育所、認定こども園または小規模保育事業所（市内外を問わない。自法人の運営する施設を含む）から保育士を招へいするなどして実施すること。

8. 利用児童の募集

この募集にかかる新設小規模保育事業所の入所申込みの受付は、令和4年4月開園予定の場合は、令和3年10月、それ以前に開園する場合は開園の見込みが十分に立った段階での実施とすること。

9. その他

- (1) 申込に当たり、整備計画・資金計画・人事計画等を十分考慮し、理事会等において施設整備の承認を受けておくこと。

- (2) 整備年度における交付金又は予算議案が不成立の場合は、本事業を延期又は中止する可能性があること。
- (3) 本市又は他市において保育所等の開園を同時期に予定している場合は、保育士確保状況や事業の実現性を十分に確認しておくこと。
※審査会において説明を求める場合があります。
- (4) 施設整備計画、運営計画ともに、法定の基準以上にゆとりがもてるよう策定すること。ただし、開設後、定員まで児童が入園することを保証するものではない。

10. 施設及び設備等の基準（資料）

(1) 小規模保育事業所A型の構造、設備等の基準

区分	要件
1 保育室	<p>① 同一の室に乳児室、ほふく室及び保育室を設ける場合には、明確に区分すること。特に、0歳児室については安全性に配慮し、他の児童が容易に立ち入れないような構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室（0歳児室）、ほふく室（1歳児室）…1人につき3.3㎡ ・2歳児室…1人につき1.98㎡ <p>② 上記の必要面積については、それぞれ壁芯からの面積ではなく、有効内法面積で確保すること。</p> <p>③ 乳児室については、年度途中で満1歳児になることを踏まえ、できるだけ余裕のある広さとするよう配慮すること。</p> <p>④ 内法面積は、単に壁厚を除いた面積ではなく、乳幼児が有効に活動することが可能な面積を指す。したがって、常設の家具等は内法面積から控除すること。</p> <p>(例) 内法面積に含めることができるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の際に使用する机、椅子 ・遊びの時間に使用する遊具 ・吊り戸棚等、床から180cm以上に設置されているもの <p>(例) 内法面積に含めることができないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロッカーや棚、本棚等常設のもの ・ピアノやオルガン等、可動式であっても常時保育室内に配置されているもの <p>⑤ 2歳以上の保育室には手洗い設備を備えること。</p>

2 調乳室	調理室とは別に、乳児室又はほふく室に隣接する位置に設けることが望ましい。
3 沐浴室、 沐浴設備	できるだけ設置に努めること。なお、便所、乳児室又はほふく室内部を区画して設置することも可とする。
4 洗濯室	独立の室である必要はないが、専用のスペースが確保されていることが望ましい。
5 3歳未満児 用便所	① 3歳以上児の便所とは別に、3歳未満児用の便器及び手洗い場を備えること。 ② 汚物処理設備を設けること。S K可。 ③ おむつ替え台等、保育士の業務の利便性や衛生管理に配慮した設備の設置に努めること。
6 医務室	児童の急病等に対応するためのスペースを確保すること。ベッドを配置するなど静養できる機能を有し、医薬品等を常備すること。カーテン等で区画できれば、職員室内に設けることも可とする。
7 職員室・ 事務スペース	施設に備え置くべき帳簿の保管及び職員の執務のため、職員室または保育室から隔離された事務スペースを設置すること。
8 職員、調 理員及び来客 用便所	場所は乳児用又は幼児用の便所内でも可とする。ただし、調理員用は衛生管理上の観点から、便所内に手洗い設備を設置するとともに、調理員の動線が他の職員や児童の動線と重複しないように配置すること。
9 調理室	定員の1.2倍の児童及び職員用の給食を、余裕をもって供給するための機能を確保すること。また、調理室内の出入り口付近に専用の手洗い設備を設置すること。
10 調理作業 場前室	調理員が便所から直接に調理作業場（調理室、食品保管庫及び検収室）に入ることがないように、前室の配置に努めること。
11 保存食保 管庫	保存食を-20度以下で2週間以上保存できる設備を設置すること。
12 食品保管 庫	原材料の汚染を調理室に持ち込まない場所に設けるよう、設置場所に配慮すること。
13 下処理室	原材料の汚染を調理室に持ち込まないようにするため、設置に努めること。なお、設置しない場合であっても、境界にテープを張る、床の色を変える等により明確に区分すること。
14 食材の搬 入口及び検収	食材の搬入口及び検収場所は、できるだけ専用の出入口を設けることとし、検収場所は調理作業場内かつ調理室外に設置することが望ましい。

場所							
15 収納スペース	午睡用布団、遊具、保育用備品等の収納スペースを十分に確保すること。						
16 屋外遊技場／代替園庭	満2歳以上児1人につき3.3㎡以上とし、保育に必要な用具を備えること。また、保育室の内法面積の考え方と同様に、園舎と外壁との狭隘な隙間や植栽箇所等を除き、遊技場として有効に活用できるスペースとして必要面積を確保すること。なお、園庭設置が困難である場合は、代替園庭となる公園等を確保すること。						
17 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合	<p>乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p> <table border="1" data-bbox="512 1193 1353 1431"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2階</td> <td>常用</td> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
階	区分	施設又は設備					
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段					

		避難用	<p>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>
	3階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>
		避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
	4階以上	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

		避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同上第3号。及び第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p> <p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 小規模保育事業所A型の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>（1）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもの が設けられていること。</p> <p>（2）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、 かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p>
--	--	-----	--

	<p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 小規模保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。</p>
18 送迎用駐車場等	送迎者用駐車場及び駐輪場については、設置位置及び定員に応じ必要な数を設置すること。その際、園児等の動線について十分に配慮すること。
19 県警ホットラインの設置	兵庫県警へのホットライン通報装置を設置すること。

<問い合わせ>

〒673-8686 兵庫県加西市北条町横尾1000番地

加西市教育委員会こども未来課 担当 稲木

Tel : 0790-42-8726 Fax : 0790-42-8731 E-mail : kodomo@city.kasai.lg.jp